

○伊万里・有田地区医療福祉組合企業職員就業規程

平成23年6月27日

病院事業管理規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、伊万里・有田地区医療福祉組合企業職員（以下「職員」という。）の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 職員のサービスの宣誓については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定による伊万里・有田地区医療福祉組合職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和48年条例第17号）の適用を受ける職員の例による。

(勤務時間)

第3条 職員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き、38時間45分とする。

2 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前項の規定に定めるもののほか、特別の形態により勤務する必要がある職員の勤務時間は、別表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、その都度、病院事業管理者と協議を行い定めるものとする。

4 病院事業管理者は、臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。

(当直)

第4条 当直は、日直及び宿直とする。

2 当直人員は、必要に応じて院長が定める。

3 当直時間は、次のとおりとする。

(1) 日直 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 宿直 午後5時15分から翌日午前8時30分まで

4 病院事業管理者は、必要に応じて当直を職員以外の者に委託することができる。

(休憩時間)

第5条 職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項による職員等の休憩時間は、病院事業管理者がそれぞれ所定の時間を定めるものとする。

3 病院事業管理者は、業務の都合により特に必要な場合は、前項に定める休憩時間を短縮

することなしに、繰り下げ、又は繰り上げることができる。

(週休日)

第6条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

(休日及び休暇、育児休業等)

第7条 職員の休日及び休暇については、この規程に定めるもののほか、伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成23年条例第14号）及び伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成23年規則第11号）の適用を受ける職員の例による。

2 職員の育児休業等については、伊万里・有田地区医療福祉組合職員の育児休業等に関する条例（令和2年条例第1号）の例による。

(給与)

第8条 職員に対する給与については、伊万里・有田地区医療福祉組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年条例第9号）の定めるところによる。

(退職)

第9条 職員が退職を希望するときは、原則として退職しようとする日の30日前までに、退職願を部門の長を経て病院事業管理者に提出しなければならない。

2 職員は、前項の規定により退職願を提出した後においても、その承認があるまでは、引き続き勤務しなければならない。

(危害防止等)

第10条 職員は、危害の防止及び災害の予防に努めなければならない。

(健康管理)

第11条 職員の健康管理については、伊万里・有田地区医療福祉組合職員衛生管理規則（平成23年規則第11号）の定めるところによる。

(就業の禁止)

第12条 職員が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第61条第1項各号のいずれかに該当する場合において、同条第2項の規定による医師の意見により就業の禁止が必要と判断されたときは、速やかに就業を禁止する。

(公務災害補償)

第13条 職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第14条 職員の職務に専念する義務の免除については、伊万里・有田地区医療福祉組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和48年条例第15号）及び伊万里・有田地区医療福祉組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成23年規則第8号）の適用を受ける職員の例による。

(分限)

第15条 職員の分限については、伊万里・有田地区医療福祉組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和48年条例第13号）の適用を受ける職員の例による。

(懲戒)

第16条 職員の懲戒については、伊万里・有田地区医療福祉組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和48年条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 前条及び前項に定める分限及び懲戒の施行に関し必要な事項については、伊万里・有田地区医療福祉組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則（平成23年規則第6号）の適用を受ける職員の例による。

(様式)

第17条 この規程に定める様式の種類は、次に定めるところによるものとし、様式の書式は、別に定める。

- (1) 出勤簿又は出勤カード
- (2) 休暇簿
- (3) 時間外勤務命令書兼連絡票
- (4) 旅行命令書
- (5) 旅行復命書

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年2月26日病院事業管理規程第6号）

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成25年1月11日病院事業管理規程第1号）

この規程は、平成25年1月14日から施行する。

附 則（平成25年3月1日病院事業管理規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日病院事業管理規程第3号）

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日病院事業管理規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日病院事業管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月19日病院事業管理規程第4号）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7年9月1日病院事業管理規程第9号）

（施行期日）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	勤務形態	勤務時間
医師	早出勤務	8：00～16：45
	遅出勤務1	9：00～17：45
	遅出勤務2	9：30～18：15
病棟勤務の看護師等	早出勤務	7：00～15：45
	遅出勤務1	10：30～19：15
	遅出勤務2	12：30～21：15
	準夜勤務	16：30～翌日1：15
	深夜勤務	0：30～9：15
	夜勤勤務	16：30～翌日9：15
外来勤務の看護師等	遅出勤務	12：30～21：15
	夜勤勤務	16：30～翌日9：15
放射線科に勤務する職員	早出勤務	7：15～16：00
検査科に勤務する職員	早出勤務1	7：00～15：45
	早出勤務2	7：30～16：15
栄養科に勤務する職員	早出勤務1	5：00～13：45
	早出勤務2	6：00～14：45
	遅出勤務1	9：15～18：00
	遅出勤務2	10：15～19：00

	遅出勤務3	11：45～20：30
薬剤部に勤務する職員	遅出勤務	9：45～18：30